

平成20年第2回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成20年6月9日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（21名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永 涉
7番 篠原啓治	8番 吉田 正
10番 木村松雄	11番 阿部雅志
12番 岩本雅雄	13番 稲井隆伸
14番 武田 矯	15番 月岡永治
16番 三木康弘	17番 香西和好
18番 出口治男	19番 原田定信
20番 三浦三一	21番 稲岡正一
22番 吉川精二	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

7番 篠原啓治	8番 吉田 正
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 小笠原 幸	副市 長 野崎 國勝
収 入 役 光永 健次	教 育 長 板野 正
総 務 部 長 八坂 和男	市 民 部 長 吉岡 聖司
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 岩脇 正治
教 育 次 長 森口 純司	総 務 部 次 長 田村 豊
市 民 部 次 長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 富澤 公一	吉野支所長 西岡 司
土成支所長 佐藤 吉子	市 場 支 所 長 池光 博
財 政 課 長 遠度 重雄	水 道 課 長 森本 浩幸
農業委員会局長 大西 利夫	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局長補佐 友 行 仁 美

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 19 年度阿波市一般会計補正予算 (第 5 号) について)

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 19 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について)

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 19 年度阿波市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号) について)

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 19 年度阿波市介護保険特別会計補正予算 (第 5 号) について)

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 19 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について)

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市税条例の一部改正について)

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市手数料徴収条例の一部改正について)

報告第 1 号 平成 19 年度阿波市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 2 号 平成 19 年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 報告第 3 号 平成 19 年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について
- 議案第 43 号 平成 20 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 44 号 平成 20 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 45 号 平成 20 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 46 号 阿波市教育委員会委員定数条例の制定について
- 議案第 47 号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 48 号 教育委員会委員の任命について
- 議案第 49 号 公平委員会委員の選任について
- 議案第 50 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 51 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 52 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 53 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 54 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 55 号 固定資産評価員の選任について

午前10時00分 開会

○議長（稲岡正一君） それでは、現在の出席議員は21名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

ただいまから平成20年第2回阿波市議会定例会を開会いたしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

それでは、日程に先立ち、諸般の報告をいたしたいと思います。

まず、議長会関係について申し上げます。

去る4月10日、徳島市において第136回徳島県市議会議長会定期総会が、4月23日には、高知市において第70回四国市議会議長会定期総会が開催されました。徳島県市議会議長会定期総会では、会務報告などの後、第70回四国市議会議長会定期総会への提出議案などについて協議を行い、すべて原案どおり可決、決定をいたしました。第70回四国市議会議長会では、事務報告などの後、各県市議会議長会から提出された議案について審議を行いました。その結果、本市提出の「吉野川における無堤地区の早期解消及び内排水対策について」などの3件が、第84回全国市議会議長会定期総会の提出議案として決定をされました。

なお、吉川精二君、三浦三一君、原田定信君、香西和好君、三木康弘君、月岡永治君、私稲岡正一の7名が四国市議会議長会により永年勤続議員として表彰されましたので、ご報告をいたしておきたいと思えます。

また、5月28日及び29日の両日、東京都において第84回全国市議会議長会定期総会が開催され、出席をいたしました。総会では、内閣総理大臣を初め来賓のあいさつ、永年勤続の表彰、一般事務及び会計報告、議案審議があり、部会提出の「真の地方分権改革の実施について」など25議案及び会長提出議案の「地方税財源の充実強化に関する決議」など3議案について審議を行い、議決をされました。

なお、阿波市提出の「吉野川における無堤地区の早期解消及び内排水対策について」も原案のとおり議決をされました。

続いて、各委員会合同会議が開催され、阿波市は、評議員会評議員に選出をされました。

なお、吉川精二君、三浦三一君、原田定信君、私稲岡正一の4名が全国市議会議長会より永年勤続議員として表彰されましたので、ご報告をいたしたいと思います。

次に、組合議会関係について申し上げます。

去る3月28日に、徳島中央広域連合組合議会定例会及び中央広域環境施設組合定例会が、3月31日に、阿北特別養護老人ホーム組合及び阿北環境施設組合並びに阿波火葬場管理組合定例会がそれぞれ開催され、出席をいたしました。また、阿波市水田農業推進協議会などの諸会合にも出席をいたしました。

以上の件の詳細については、議会事務局に關係資料を保管してありますので、ご高覧いただきたいと思います。

次に、監査委員から、平成20年1月、2月、3月、4月分の例月現金出納検査及び監査の結果について並びに平成19年度工事監査結果の報告書が議長あてに提出をされております。報告書を事務局に保管してありますので、ご高覧をいただきたいと思います。

次に、本日までに受理いたしました陳情書などについては、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、市長から、お手元にご配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告をしておきたいと思っております。

去る6月2日に開かれた議会運営委員会で、ミャンマーサイクロン並びに中国四川省大地震の被災者に対し、議員1人当たり1,000円の救援金を日本赤十字社を通じて送金することに決定をいたしましたので、ご報告をいたします。

諸般の報告については、以上のとおりでございます。

それでは、これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲岡正一君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、7番篠原啓治君、8番吉田正君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（稲岡正一君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

会期の決定については、6月2日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

吉田議会運営委員長。

○議会運営委員長（吉田 正君） おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成20年第2回阿波市議会定例会の運営協議のため、去る6月2日午後2時より第1委員会室において委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今期定例会の会期については、慎重に協議いたしました結果、本日から6月26日までの18日間と決定しました。議事日程については、既に配付しております日程表のとおりでございます。

次に、代表質問、一般質問、質疑の通告書の締め切りは、あすの正午となっております。議会の円滑な運営ができますよう、議員の皆さん並びに理事者の皆さんのご協力をお願い申し上げます。委員長報告といたします。終わります。

○議長（稲岡正一君） お諮りいたします。

本定例会の会期について、本日から6月26日までの18日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から6月26日までの18日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（稲岡正一君） 日程第3、行政報告を市長に求めたいと思います。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 改めまして、おはようございます。

開会に当たり、ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日、平成20年第2回阿波市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはお忙しい中ご出席をいただき、本当にありがとうございます。また、日ごろは、行政全般にわたり格別のご支援、ご協力を賜りまして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、諸般の報告についてご紹介がございましたけれども、このたび全国市議会議長会並びに四国市議会議長会より永年勤続表彰として稲岡議長を初め7名の方が長年のご功績に対しまして表彰を受けられたわけでございますけれども、心から敬意を表しますとともに、お祝いを申し上げます。

さて、本市の道路整備事業にとりまして歳入面で大きな影響のあります道路特定財源につきましても、暫定税率の維持を求めて各種要望活動を行ってまいりましたけれども、関連法案の成立を受けて、本年度分の地方道路整備臨時交付金の内示がございました。国費の補助割合は、事業費2億1,300万円の60%、交付額にして1億2,780万円が見込まれております。

次に、公共事業の調達につきましても、全国的に透明性、競争性の向上や効率化、コストの削減、情報の公開などが求められております。

このような中、本市においても本年4月より防災対策課に入札契約及び検査に関する担当を配置し、統一した基準での入札契約事務執行や電子入札の導入、集中検査による公正、効率的な検査の執行に向けて取り組みを進めております。

なお、電子入札に関しましては、徳島県電子入札システムと連動した入札制度の導入を予定しており、本年度後半より試行的運用を行い、来年度より工事請負について本格導入を図る日程で事務を進めておりますけれども、事務の効率化を図るためには、契約関連業務の電子システム化が必要となります。このため、今議会の一般会計補正予算において入札契約関連システムを導入するための関係予算を計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、4月25日、阿波警察署との間で「暴力団の市営住宅の使用制限に関する覚書」に調印をいたしました。去る3月定例議会において、入居者及び周辺住民生活の安全と平穏の確保の観点から関係条例を改正いたしましたけれども、暴力団同士の抗争や傷害事件が全国的に多発している中、関係行政機関との連携のもと、暴力団による脅威から市民を守り、平和な社会秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、5月7日、第101回徳島県市長会議が徳島市において開催され、本市からの提出議題であります「一級河川の整備促進と維持管理について」などの案件が四国市長会議に要望することが決定されました。この後、5月15日に愛媛県八幡浜市において開催された第124回四国市長会議において「吉野川河川整備計画の早期実現を図り、無堤地区（特に阿波市伊沢市から勝命地区の間）を解消する河川整備をより一層促進し、堤防の早期整備促進を図ること」が、第78回全国市長会議における四国支部提出議案となっております。先ほど報告がございましたように、このことは議長会の要望決議と同じ内容となっておりますけれども、工期は今後はこれが早期整備が図れるよう最大限の努力をしてまいりたいと思います。

次に、5月25日、吉野川・那賀川合同水防演習が、吉野川大橋下流河川敷で行われました。これは、国土交通省、徳島県、県内市町村、水防団などを初めとする関係機関の密接な連携のもとに、水防工法の習得、情報伝達、人命救助を中心とした訓練を行うことにより、災害に対する意識の高揚を図ることを目的とするもので、私も藍住町長とペアとなり、土のうづくりを行いました。

また、先ほどの議長と同じ報告でございますけれども、ミャンマーのサイクロン災害や中国四川省における大地震など、世界的にも未曾有の大災害が発生しております。これからの台風シーズンを迎え、また近い将来に南海地震の発生が予想される中、市民の生命財産を守るため、安全・安心に対する一層の取り組みを進めてまいりたいと考えております。先ほど議長のご報告と同じように、私たちも市職員全員が、気持ちだけではございませんけれども、お見舞金を日赤を通じて送ることに決定して、既に送らせていただきました。

次に、5月28日、チャレンジデーが開催されました。

チャレンジデーとは、毎年5月の最終水曜日に世界じゅうで行われるスポーツイベントでございます。人口規模がほぼ同じ自治体同士が1日に15分以上何らかの運動をした住民の参加率を競い合うものでございます。市民の健康づくりと町の活性化のきっかけになればと一昨年より参加を始めたものでございますが、今回の対戦相手は、人口3万9,000人余りの福岡県の大川市でございました。

当日は、市民の皆様、特に自治会長や自治会の皆さんを初め多くの市民の方々のご参加と協力をいただきまして、ウォーキングやラジオ体操など、それぞれの年齢や体力に応じたさまざまな形で積極的に参加をしていただいた結果、おかげさまで参加数1万7,291人、参加率41%というすばらしい結果で勝つことができました。

スポーツは、心身の鍛錬やメタボリックシンドロームという内臓疾患を予防するという健康増進にも役立つだけでなく、市民相互の交流を深め、豊かな地域社会の形成に大きな役割を担っております。今後とも、だれもが気楽に運動できる環境づくりや健康に対する取り組みを進めてまいりたいと思っておりますが、このたびの市民の積極的なご参加に心から厚く厚くお礼を申し上げます。そして、感謝しながら、開会に当たりましてのごあいさつと行政報告とさせていただきます。皆さん、本当にありがとうございました。

~~~~~

日程第4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について）

- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）
- 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第3号）について）
- 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第5号）について）
- 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）
- 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市手数料徴収条例の一部改正について）
- 報告第 1号 平成19年度阿波市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 2号 平成19年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3号 平成19年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について
- 議案第43号 平成20年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 阿波市教育委員会委員定数条例の制定について
- 議案第47号 徳島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第48号 教育委員会委員の任命について
- 議案第49号 公平委員会委員の選任について
- 議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議案第 5 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 5 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 5 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 5 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 5 5 号 固定資産評価員の選任について

○議長（稲岡正一君） 日程第 4、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（平成 1 9 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について）から議案第 5 5 号固定資産評価員の選任についてに至る計 2 4 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、今議会にご提案しております議案につきまして説明を申し上げます。

提案をしております議案は、専決処分の承認案件が 8 件、報告案件が 3 件、予算案件 3 件、条例案件 1 件、その他案件 1 件、人事案件 8 件の計 2 4 件でございます。

なお、専決処分の承認案件につきましては、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定によりまして専決処分を行いましたためこれを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、承認第 1 号は、平成 1 9 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 3, 7 0 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 5 億 8, 6 0 0 万円とするものでございます。

次に、承認第 2 号は、平成 1 9 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 3, 6 4 5 万 6, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 億 9, 6 5 7 万円とするものでございます。

続きまして、承認第 3 号平成 1 9 年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 4, 6 4 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 億 6, 2 3 7 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、承認第 4 号は、平成 1 9 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 3 2 5 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4 億 6, 7 9 3 万 2, 0 0 0 円と

するものでございます。

次に、承認第5号は、平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ915万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,885万5,000円とするものでございます。

次に、承認第6号は、阿波市税条例の一部改正につきまして、地方税法の一部改正に伴い条例改正を行ったものでございます。

次に、承認第7号は、阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い関係法令等が改正されたことにより条例改正を行ったものでございます。

次に、承認第8号は、阿波市手数料徴収条例の一部改正につきまして、戸籍法の改正に伴い条例改正を行ったものでございます。

次に、報告第1号は、平成19年度阿波市一般会計継続費繰越計算書について、報告第2号は、平成19年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第3号平成19年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書については、それぞれ関係法例の規定に基づき繰越計算書について報告するものでございます。

次に、議案第43号は、平成20年度阿波市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億1,800万円とするものでございます。

次に、議案第44号は、平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,048万8,000円とするものでございます。

次に、議案第45号は、平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,139万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,552万6,000円とするものでございます。

次に、議案第46号は、阿波市教育委員会委員定数条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書きの規定に基づき条例を制定し、阿波市教育委員会の委員定数を6名とするものでございます。

なお、本条例に関連する教育委員会委員任命の人事案件につきましては、定数条例制定の議決をいただいた後に追加議案として提案をしたいと考えております。

次に、議案第47号は、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合格約の変更については、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、徳島県市町村総合事務組合格約の一部改正について議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第48号は教育委員会委員の任命について、議案第49号公平委員会の委員の選任について、議案第50号から第54号固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第55号固定資産評価員の選任につきましては、6月26日の本会議に説明をさせていただきます。

以上の議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等より説明をいたしますので、十分ご審議の上、ご決議くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

補足説明を求めたいと思います。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） おはようございます。

それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて補足説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度阿波市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成20年6月9日提出。

専決第1号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第5号）。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億8,600万円とする。平成20年3月26日専決であります。

1ページめくっていただいて、2ページ、3ページ、お願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入であります。主なものだけご説明をさせていただきますと思います。

3ページの10款地方交付税であります。補正額が3億1,403万円。これにつきましては、特別交付税が確定しましたので、当初で5億円計上してありましたので、残り

の3億1,403万円を計上いたしております。

続いて、4ページ、5ページですが、4ページの18款繰入金、補正額が1億9,897万6,000円の減額。これにつきましては、地域福祉基金一般廃棄物等周辺対策基金、それから教育施設の整備基金、土地改良事業の基金等の繰入金を減額したものであります。

また、21款市債では、補正額が2億6,350万円の減、これにつきましては、合併特例債（ケーブルテレビ事業等）に伴います減額、それからまちづくり整備事業債（学校教育施設等）の市債を減額するものであります。

歳入合計としまして、補正前の額が197億2,300万円、補正額が1億3,700万円の減、計で195億8,600万円となります。

続いて、歳出でございますが、5ページ、2款の総務費では、補正額が9,350万2,000円、主なものとして1項の総務管理費では8,540万円の減。これにつきましては、ケーブルテレビ等の事業費の減に伴う補正でございます。

続いて、3款の民生費ですが、補正額が1億8,356万9,000円の減。主なものとして、1項の社会福祉費1億4,104万9,000円の減。これにつきましては、国保の繰出金の減額とか、重度医療扶助費の減額、障害者自立支援給付費等の減額が主なものでございます。

続いて、1枚めくっていただいて、6ページ、7ページですが、6ページの一番下にあります12款の公債費では7,765万円の減額。

続いて、7ページの13款の緒支出金では、補正額が3億9,291万2,000円。これにつきましては、財政調整基金、減債基金、一般廃棄物、それから総合福祉施設の基金費として計上をさせていただきました。

続いて、8ページ、9ページですが、第2表の継続費補正。1の変更でございますが、ケーブルテレビ整備事業、補正前が42億7,144万円、補正後が42億774万円、6,370万円の減額となっております。

また、第3表の繰越明許費補正でございますが、これにつきましては、総務管理費、農地費、道路橋梁費、中学校費、補正前のトータルが6,790万円、補正後に5,995万1,000円、補正後では794万9,000円の減額となっております。

続いて、9ページの第4表地方債の補正でございますが、補正前の計が26億4,200万円、補正後が23億7,850万円、2億6,350万円が減額となります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。どうかご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） おはようございます。

承認第2号専決処分の承認を求めることにつきまして、平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,645万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,657万円と定めるものでございます。この専決につきましては、毎年お願いをいたしておるものでございます。主な理由といたしましては、歳入において国、県及び各種公共事業交付金等の額の確定、歳出につきましては、療養給付費及び各種保険事業等の額が確定をいたしました。そのことによりまして専決処分でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

歳入補正予算の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

国民健康保険税で1,020万円、国庫支出金で8,363万6,000円の減額、それから療養給付費交付金で7,463万円、共同事業交付金で4,071万円の減額、繰入金で1億2,251万5,000円減額でございます。繰越金として1,901万6,000円でございます。

次に、歳出補正予算の主なものにつきましてご説明申し上げます。

保険給付費で1億1,868万3,000円の減額、共同事業拠出金で3,937万4,000円の減額、保険事業費で1,000万円の減額、諸支出金で3,475万9,000円となっております。

なお、詳しい内容につきましては、10ページ以降をごらんになっていただきたいと思います。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成19年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

平成19年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,640万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,237万6,000円と定めるものでございます。この専決につきましても、毎年お願いをいたしておるものでございます。主な理由といたしましては、歳入で

支払基金交付金、国庫支出金、県支出金等の額が確定をいたしております。歳出につきまして主なものにつきましては、医療給付費の額が確定したことによる専決処分でありますので、よろしくお願い申し上げます。

歳入予算の主なものにつきましては、支払基金交付金1億4,718万円の減額、国庫支出金9,532万円の減額、県支出金で2,530万円の減額であります。歳出の主なものにつきましては、医療諸費で2億4,520万円の減額でございます。主に、医療給付費の減額によるものでございまして、これは当初見込んでいた医療費が少なかったものであります。これに伴いまして、歳入であります支払基金交付金、国庫支出金も減額となっております。

以上で平成19年度阿波市老人保健保険特別会計補正予算（第3号）の概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） それでは、私の方から、承認第4号専決処分の承認を求めることについて平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第5号）について補足説明をさせていただきます。

今回の専決につきましては、介護保険事業につきまして事業費が確定しましたので、専決処分をさせていただきました。平成19年度の歳入歳出予算の総額を1,325万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,793万2,000円とするものでございます。

歳入予算の主なものにつきまして説明させていただきます。介護保険料が182万2,000円、支払基金交付金が770万円の減額、県支出金が319万5,000円の減額、繰入金が448万円の減額。

歳出の主なものでございますが、総務費が137万5,000円の減額、保険給付費が2,483万8,000円の減額、支払基金積立金が1,488万6,000円の積み立てでございます。これによりまして、基金は1億4,300万円となります。諸支出金でございますが、減額の193万円、これは65歳以上の1号被保険者につきまして保険料の償還金の減額でございます。

以上、ご審議の上、ご承認よろしくお願いたします。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、平成19

年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ915万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,885万5,000円と定めるものでございます。この専決につきましては、毎年お願いをいたしておるものでございます。主な理由といたしましては、歳出予算の事業費の額が確定をいたしましたので、歳出予算の減額、歳入予算の一般会計繰入金金の減額補正予算の専決処分でありますので、よろしくお願い申し上げます。

歳入補正予算の主なものにつきましては、繰入金915万円の減額、歳出予算の主なものにつきましては、一条西地区の施設管理費260万円の減額、柿原東地区施設管理費で655万円の減額でございます。

以上で平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要説明を終わります。

次に、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、阿波市税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布によりまして、関係政令及び省令の改正に伴い条例の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしまして、1点目で、個人住民税関係につきましては、個人住民税の寄附金税制について地域に密着した民間活動や寄附金文化を一層促進する観点から、寄附金を寄附金控除の対象とする制度を改正するとともに、ふるさとに対する貢献または応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡大するものでございます。

次に、公益法人制度改革に対応いたしまして、法人住民税の均等割につきまして、公益社団、それから財団法人及び一般社団、財団法人に対しまして、最低税率を適用するなどの規程の実施が行われます。

次に、上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率につきましては、金融所得の一体化に向け、平成20年度末をもって軽減税率10%を廃止いたしまして、平成21年から20%とする。その際、円滑に新制度へ移行するための特例といたしまして、平成21年、22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当につきまして軽減税率を10%適用するものでございます。

次に、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税を公的年金から特別徴収制度を平成21年10月支給分から実施することとしたものでございます。

2点目につきましては固定資産税関係でございますが、省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の3分の1減額措置の創設が行われたものでございます。

以上、概略でございますが、阿波市税条例の一部改正についての概要説明を終わらせていただきます。

次に、承認第7号でございます。専決処分の承認を求めることについて、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

健康保険法等の一部を改正する法律及び老人保健法の改正に伴う本年4月から後期高齢者医療制度の創設、あわせて地方税法等の一部を改正する法律の一部改正等、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして関係法令等が改正されたことによります条例改正でございます。

主な改正点といたしましては、これまでの医療分、介護分のみの課税額に加えまして、新たに後期高齢者支援金等の課税額を賦課します。ただし、税率につきましては、現行の医療分の税率から分離する形で設定するため、全体の税率についての変更はございません。

2番目といたしまして、賦課限度額につきましては、医療分で47万円、後期高齢者支援分で12万円と変更になります。

なお、介護分につきましては、9万円に変更はございません。

3番目に、低所得世帯に対する減額割合が、平成19年度は6割軽減、4割軽減でありましたが、平成20年度においては、地方税法第703条の5第1項及び第2項並びに地方税法施行令第56条の89の規定により、前年度の応益割合が100分の45から55未満に推移したため、7割、5割、2割軽減と、軽減割合を拡大いたしております。

4番目に、75歳以上の被保険者の方が後期高齢者保険に移行することにより、残ることとなった国保世帯の負担がふえる場合が考えられることから、次の経過措置を設けるものでございます。3点ほどございます。

1つ目が、後期高齢者保険へ移られた方も国保世帯における被保険者の人数に含めて、軽減判定を5年間行うこととなっております。

2番目には、75歳以上の方が後期高齢者保険に移ることで、国保世帯としては単身世帯

帯となる世帯につきましては、世帯割を5年間半額としております。

3番目には、後期高齢者保険に移ることにより、被用者保険の扶養になっていた者が新たに国保被保険者となった場合、旧被保険者に係る所得割額、資産割額の総額と旧被扶養者に係る均等割額及び平等割額の2分の1を申請により2年間減免することになっております。

施行期日。この条例は、公布の日から施行する。

適用区分といたしまして、改正後の阿波市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるということでございます。

以上で阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても概要説明を終わります。

次に、承認第8号専決処分の承認を求めることにつきまして、阿波市手数料徴収条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

主な改正事由といたしましては、戸籍法の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正による条例の改正を行うものでございます。

主な改正点といたしましては、戸籍法の一部改正によりまして、戸籍法の第10条で、何人でも戸籍謄本等の交付請求ができるという従来の戸籍の公開原則を改めまして、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限する法的措置が講じられました。このことによりまして、戸籍に記載されている者などによる請求、第三者による請求、本人確認等、資料の提供等などの条文の細分化、改正されたため条文を引用している手数料の種類部分を改正するものでございます。

なお、金額につきましては、従来のとおり変更はございません。

附則で、この条例は、平成20年5月1日から施行する。

以上で阿波市手数料徴収条例の一部改正につきまして概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 報告第1号平成19年度阿波市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

お手元の資料で説明をさせていただきます。

初めに、事業名でございますが、公有財産管理システム整備事業ということで、これに

つきましては平成18年、平成19年度の2カ年度事業でありまして、平成18年度では800万円、19年度で680万円、トータルで1,480万円と、翌年度へ繰り越しをお願いしますについては774万4,000円となります。

続いて、2項の徴税费では、固定資産土地評価基礎資料作成業務として、これにつきましては3年間の事業であります。平成18年度で737万8,000円、平成19年度では567万5,000円、平成20年度で604万7,000円、総額が1,910万円となります。翌年度への繰り越しをお願いいたしますのは、1,500円であります。

続いて、8款の土木費ですが、道路台帳管理システム整備事業で、これにつきましては2カ年度事業で、平成18年度で2,500万円、平成19年度で2,500万円、トータルで5,000万円。これにつきましても、翌年度へ繰り越しいたしますのは、2,567万1,500円となります。継続費の総額が8,390万円、翌年度への繰越額が3,341万7,000円となります。

続いて、報告第2号ですが、平成19年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、これも同じように、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告をするものであります。

これにつきましては、1項の総務管理費では、耐震診断委託業務として繰越明許をお願いするわけですが、翌年度への繰越額562万6,000円、これにつきましては5カ所お願いしたわけですが、それぞれ現場の調査、コンクリートのはつりとか、コア抜き、それに伴いまして騒音が発生いたしますので、日程調整に日数を要したわけでありまして。そういったことで、評定の審査がおくれましたので、年度内に完了することが見込めないということで、繰越明許をお願いいたしました次第であります。

続いて、2項の農地費、市単独農道改良事業、翌年度の繰越額が650万円、また道路橋梁費では、地方道整備事業として9,720万円、周辺対策事業として4,010万円、中学校費で、校舎補強判定委託業務として772万5,000円。これにつきましては、それぞれ地元地権者との協議がうまく運ばなかったとか、吉野川北岸の農業の用水管工事があるということで、調整に手間取ったということで、それぞれ繰越明許をお願いいたしました次第でございます。どうかご承認賜りますように、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 報告第3号平成19年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

次のページをお開きください。

平成19年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額について説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費。事業名、市単独事業（土成上水道テレメーター設置工事）。予算計上額2,000万円。支払い義務発生額0円。翌年度繰越額1,850万円。

左の財源内訳として、国庫補助金0円、当年度損益勘定留保資金1,850万円、不用額150万円、翌年度繰越額に係る繰り越しを要する棚卸資産の購入限度額0円。

説明といたしまして、計画の諸条件及び機器改良による工期の延長のためでございます。

以上、説明といたします。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（稲岡正一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど水道課長よりご説明がありましたが、議員の皆さんで説明不足だと、少しわかりにくいという点がございますので、再度水道課長より説明を願いたいと思います。

森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 改めまして、補足説明をさせていただきます。

繰越計算書につきましてはただいま説明させていただきましたが、予算計上額、12月補正をお願いして2,000万円というのを計上しております。支払い義務発生額、これは支出済額でございますが、これにつきましては0円でございます。そのうち、1,850万円を翌年度へ繰り越し、これが必要とする分でございます。差し引き不用額として150万円ということでございます。これにつきましては、12月補正をお願いいたしまして、1月に工事指名審査委員会を経まして、入札をし、2月1日に工事の契約をして、工事を今執行中でございます。契約の相手方につきましては、大手の三菱電機プラントエン

ジニアリング株式会社でございます。1, 850万円につきましては、入札による請負差額ということでございます。若干下がっております。全体の7.5%ぐらい不要になったということでございます。

現在の進捗状況でございますが、工場での検査を終わりました、先週から土成町でおきまして機器の据えつけと配線工事を現在行っております。それが済みますと調整を行い、6月中に竣工ということになっております。

それと、テレメーターということがわかりにくいということでご指摘をいただきました。テレメーターというのは、「テレ」っていうのが「遠方の」というので日本語でございます、それと「メーター」というのが測定器。これを組み合わせました造語でございます。平たく言いましたら、オンライン、リアルタイムで集中監視するために用いられている遠隔自動データ収集装置と、そういうふうなことでございます。

土成町につきましては、中央局装置が土成町の旧の水道課のところにあります。これは受信装置といいまして、子局4カ所あるんですが、測定局から送信されてきたデータを収集して、解析して、記録する装置でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） それでは、議案第43号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第1号）、1ページ目でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億1,800万円とするものであります。

今回の第1号補正予算につきましては、主な財源として国庫補助金、県補助金、19年度の繰越金を主な財源といたしております。また、歳出では、4月1日付の人事異動に伴います給与費の組み替え、職員共済組合負担金の率の改定がありました。また、地方道整備事業で交付金事業の補助率がアップいたしましたので、それに伴いまして補正をさせていただきました。

それでは、説明をさせていただきます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正で、歳入であります。14款の国庫支出金では、補正額が4,322万2,000円、これは国庫補助金であります。また、15款の県支出金では、補正額が2,333万1,000円、主なものとして県の補助金で2,179万1,

000円。19款の繰越金では、前年度繰越金として3,579万7,000円をお願いをいたしております。歳入合計が、補正前の額165億1,100万円、補正額が1億700万円、計で166億1,800万円となります。

続いて、3ページの歳出であります。2款の総務費では、補正額が4,476万1,000円、主なものとして1項の総務管理費では3,966万7,000円となっております。

続いて、4ページをお願いします。

8款の土木費では、補正額が3,881万7,000円、主なものとして、2項の道路橋梁費で4,713万9,000円が主なものであります。

歳出の合計が、補正前の額165億1,100万円、補正額が1億700万円、計で166億1,800万円となります。

続いて、事項別明細は省略をさせていただきます。10ページ、11ページをお願いいたします。

2項の国庫補助金ですが、総務費国庫補助金として67万2,000円、これにつきましては、平成21年5月21日から裁判員制度が実施をされます。それに伴いまして、既存の住基電算処理システム改修費交付金として、国から補助金をいただくものであります。

続いて、8目の土木費国庫補助金では、4,255万円。先ほど申し上げましたように、地方道路整備臨時交付金として4,255万円、これにつきましては当初予算で1億5,500万円の事業費で0.55ということで予算をお願いしておりましたが、今回補助金のアップということで、事業費が2億1,300万円の0.6ということで、その差額の分4,255万円を補正をさせていただきました。

続いて、15款の県支出金ですが、2項の総務費県補助金では900万円、市町村合併特別交付金、それから6目の農林水産業費県補助金では1,170万1,000円、とくしま強い農林水産業づくり事業補助金であります。

それから、19款の繰越金では、前年度繰越金として3,579万7,000円をお願いをいたしております。

続いて、14ページ、15ページをお願いします。

歳出でございますが、先ほども申し上げましたように、人件費の補正が主なものとなっておりますので、人件費については省略をさせていただきたいと思っております。

2 款の総務費、1 項の総務管理費、2 目の財産管理費ですが、補正額が1, 108万6, 000円。これにつきましては、委託料981万5, 000円。それから、次のページでございますが、16ページ、17ページ、一番上にあります県電子入札システム連動機能構築業務委託料として315万円お願いをいたしております。

それから、6目の企画費では、17ページにありますように、コミュニティー助成事業補助金370万円。これにつきましては、梅ノ木原自治会遊具等について120万円、阿波の土柱連で衣装、鳴り物等で250万円。370万円の助成事業が受けれるということでもあります。

続いて、20ページ、21ページ、お願いします。

2 款の総務費、4 項の選挙費、選挙管理委員会費として67万2, 000円。先ほど申し上げましたように、裁判員制度が実施されますので、それに伴うシステムの改修委託料として67万2, 000円、新たにお問い合わせをいたしております。

続いて、28ページ、29ページをお願いします。

29ページの下の方にありますが、6 款の農林水産業費、1 項の農業費5 目の農業振興費で1, 253万5, 000円。とくしま強い農林水産業づくり事業補助金として1, 253万5, 000円。これにつきましては、土成米穀生産組合ライスセンターの機器の整備とか、JA阿波町のブロッコリーの製氷機等の機器の導入ということでお願いをいたしております。

続いて、32ページ、33ページをお願いします。

8 款の土木費、2 項道路橋りょう費、4 目の地方道整備事業費では、補正額が4, 886万7, 000円。主なものとして、工事請負費4, 500万円、設計監理委託料は180万9, 000円が主なものとなっております。

以上、簡単ですが、説明にさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第44号平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

1 ページ目でございますが、平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万6, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2, 048万8, 000円と定めるものがございます。

内容につきましては、医療費が阿波市の場合に全国平均よりも高いと。そういう市町村で実施をいたします特別対策事業、その中には訪問健診等が実施されるわけですが、その医療費適正化特別対策事業の実施に伴いまして、今回補正予算で追加補正をお願いするものでございます。

2ページ目、3ページをおあけいただきたいと思います。

歳入予算の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

6款の県支出金、補正額が226万5,000円、補正前の額と合わせまして1億7,626万5,000円。主な歳入財源につきましては、主にこの予算でございます。

次に、歳出予算につきましてでございますが、ずっと飛びまして、14ページ、15ページをお開きをいただきたいと思います。

歳出予算につきましては、この8款保健事業費、2項の医療費適正化特別対策事業費、1目の医療費適正化特別対策事業費で今回の補正額が226万5,000円、補正前の額を合わせますと、トータルで1,653万3,000円でございます。その中身につきましてでございますが、8節の報償費で11万5,000円。これにつきましては、特別対策事業の中で運動教室講師謝礼で7万5,000円、それから食事指導の栄養指導講師謝礼で4万円、合計で11万5,000円。それから、需用費におきましては、特定健診のパンフレットを作成する予定でございます。それから、次に備品購入費でございますが、145万円。これにつきましては、訪問健診をする場合の車の購入費でございます。それとパソコン、プリンター等でございます。そういう内容でございます、特別対策事業を実施をしていきたいと、そのように考えております。

以上で平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての概要説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） それでは、議案第45号平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,139万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億7,552万6,000円と定めるものでございます。

今回の補正予算につきましては、4月の定期異動によります給与費の組み替えと共済費の負担増、また平成19年度の事業精算によります国交付金への返還金が主なものでござ

います。

2ページ、3ページをお願いしたいと思います。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

歳入、8款繰入金、減額の328万2,000円、繰越金が1,344万円、歳入合計が、補正前が35億6,413万5,000円、補正額1,139万1,000円、計35億7,552万6,000円であります。

歳出の主なものについて説明させていただきます。

1款の総務費として、補正額減額の344万6,000円、地域支援事業費として120万8,000円、諸支出金として償還金及び還付加算金として1,321万円、補正前の額が35億6,413万5,000円、補正額1,139万1,000円、計として35億7,552万6,000円と定めるものでございます。

16ページ、17ページをお願いしたいと思います。

7款の諸支出金として、1項償還金及び還付加算金として、償還金補正額1,321万円。この部分につきまして、先ほど申しました平成19年度の精算払いによります国への還付金が202万6,000円、交付金として1,118万3,000円が返還金となります。

以上、ご審議の上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 議案第46号阿波市教育委員会委員定数条例の制定について、補足説明をいたします。

阿波市教育委員会委員定数条例。地方教育行政の組織、運営に関する法律第3条ただし書きの規定に基づき、阿波市教育委員会は6人の委員をもって組織する。

附則、この条例は、平成20年7月1日から施行する。

今回、この条例の制定をお願いいたします理由でございますが、平成19年6月27日に法律第97号で地方教育行政の組織、運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されております。それで、本年4月1日から施行されております。

この法律の改正概要でございますが、教育委員会の体制の充実、また教育における地方分権の推進が明確化されております。その改正を受けまして、阿波市におきましても教育委員会の定数を6人、また法律の中で4月1日以降には保護者、委員のうちに少なくとも1人の保護者を含めることが義務づけられておりますので、こういったことを受けまして

条例制定をお願いいたすものでございます。ご審議の上、ご決議くださいますようお願いいたしまして、補足説明といたします。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 議案第47号徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組規約の変更についてであります。徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でありましたみよし環境衛生組合が、平成20年3月31日をもって解散するという届け出がありました。これに伴い、組規約の変更が必要となります。この変更には、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係する地方公共団体との協議を必要とするため、議会の議決を求めるものであります。

このみよし環境衛生組合の解散の理由であります。旧三好郡8カ町村で昭和39年2月6日に三好郡環境衛生組合が設立をされました。介護保険制度の導入を初めとして、住民からの行政に対する需要は年々高度化、複雑化の一途をたどっています。このような現状に適切かつ効率的に対応するためには、広域的な体制を見直し、再整備を行うことが喫緊の課題となっております。このような課題に対応すべく、一部事務組合としてのみよし環境衛生組合を発展的に解消し、平成20年4月1日からみよし広域連合に移行させるため、平成20年3月31日をもってみよし環境衛生組合を解散するものであります。

以上、簡単ですが、説明といたします。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、16日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時34分 散会